# 第 4 次那覇市教育振興基本計画(案)

令和8年度~令和IO年度 (3年計画)

2026(令和8)年3月 那覇市教育委員会

丰	紙	E	卣
衣	祁风	ナ	昗

左上 : 左下 : 右上 :

右中:

右下:

令和8年3月 那覇市教育委員会

# 目 次

第 章		計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-4-
	1	計画の背景及び主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-4-
	2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-5-
	3	計画の領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-10-
	4	計画の施策体系等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-10-
	5	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-16-
	6	第3次那覇市教育振興基本計画期間中の政策の満足度・・・・・・	-17-
第2章		本市の教育を取りまく現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-18-
	1	那覇市を取りまく状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-18-
	2	国・県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-21-
第3章			-22-
施策		支援が必要なこどもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる	-24-
	I – I	経済的な支援による育ちの応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-25-
	I <b>-</b> 2	こどもや保護者のそれぞれに適した支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-26-
	_		
施策		自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる	-28-
	2-1	学力向上の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-32-
	2-2	防災教育、キャリア教育及び人権教育等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-38-
	2-3	特別支援教育に関する支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-42-
	2-4	生活リズム確立の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-44-
	2-5	教師の指導力向上のための研修機会の充実・・・・・・・・・・・・	-46-
	2-6	ICT 環境の整備と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-48-
	2-7	不登校児童生徒等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-50-
	2-8	地域とともにある学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-54-
	2-9	教員の子どもと向き合う時間の確保及び充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-56-
+/- /-	2	当校长·加西社协 勒供十十十世 中人中 www. 44 在1914年1914年1914年1914年1914年1914年1914年1914	(2
施策		学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる	
	3-1	学校施設の維持管理及び長寿命化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-64-
	3-2		-65-
	3-3	学校給食施設の整備及び小規模学校給食センター化の推進・・・・・	-66-
施策。	4	どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる	-68-
40/10	4-1	生涯学習活動拠点の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-69-
	4-2	生涯学習関連事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-70-
	4-3		-72-
	4-4		

施第	₹5	どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる	-78-
	5-1	身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実・・・・・・・・	-79-
	5-2	市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保	-80
	5-3	人材育成と指導者の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-82-
	5-4	地域社会、学校、企業、スポーツ団体などとの連携推進・・・・・・・・・・	-83-
施第	₹6	学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる	-86-
	6-1	学校を拠点としたコミュニティの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-88-
	6-2	学校施設を活用した地域との連携による青少年の健全育成・・・・・・・	-90-
	6-3	学校施設を活用した生涯学習ができる環境の整備、充実・・・・・・・・・	-93-
	6-4	学校体育施設を活用したスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実	-94-
	6-5	市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保	-95-
施領	〔57		-98-
	7-1	文化財の保全と継承・・・・・・・・・・・・・	100-
指標	票一覧・	=	102-
第4章	直 計	├画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・	04-
資料網			
	l F	<b> </b>	106-

文中に※が付く用語は、ページ下部及び資料編にて用語解説を載せています。 文中に※※が付く用語は、資料編にて用語解説を載せています。

# 第|章

# 計画の策定にあたって

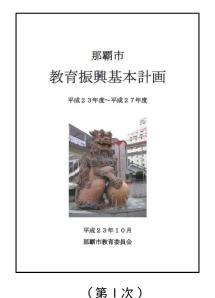
## ■ 計画の背景及び主旨

那覇市教育委員会は、「人間性豊かな人材の育成をめざす教育の推進」という教育の基本理念(6ページ【資料 I】)及び教育の目標(7ページ【資料 2】)のもと、人間尊重の精神を基底とし、郷土の自然と文化に誇りをもち、個性豊かで創造性・協調性に富む人材の育成を期して、教育施策を推進してきました。

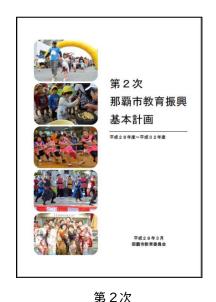
国では平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、地方公共団体は、国の計画を参酌し、それぞれの地域に応じた教育の振興のための施策に関する基本計画を定めるよう努めることとされました。

本市教育委員会は平成 23 年 10 月に「那覇市教育振興基本計画」を、平成 28 年 3 月に「第 2 次 那覇市教育振興基本計画(以下「第2次計画」という。)」、令和 3 年 3 月に「第 3 次那覇市教育振興 基本計画」(以下「第 3 次計画」という。)」を策定し、これらの計画を「那覇市総合計画」のうち教育に 関する部門計画に位置付けて、本市教育行政の諸施策の推進に取り組んできました。

第 3 次計画における取組みにより本市の教育行政に一定の成果を得ましたが、策定から 5 年が経過し、教育を取り巻く環境は変容し続けています。教育における不易と流行を見極めたうえで、第 3 次計画の取組みを踏襲しつつ、ウェルビーイング\*\*や働き方改革など教育の現状及び本市の実情に応じた施策を推進し、本市の教育のさらなる発展を目指すため「第 4 次那覇市教育振興基本計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。



那覇市教育振興基本計画



那覇市教育振興基本計画



#### ※用語解説※ ウェルビーイング (Well-being)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念をいいます。多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念でもあります。

## 2 計画の位置づけ

#### (1)第5次那覇市総合計画との関係

本市では、平成30年度から令和9年度までを計画期間とする「第5次那覇市総合計画」を策定しています。総合計画は令和5年度に中間検証を行い、新たな視点として「デジタル社会の実現(DX\*\*)」や「持続可能な社会の実現(SDGs)」及び「生きがいのある社会の実現(Well-being)」の3つを「まちづくりを支える新たな架け橋」として加えました。

本計画は、本市の「教育の基本理念」のもと、「教育の目標」の実現に向けて、本市の教育に関する施策を体系的に示すものであると同時に、総合計画の教育に関する部門計画としても位置づけ、同計画を補完するものです。

#### (2)国・県の計画との関係

策定にあたっては、教育基本法第 | 7 条第 2 項の規定に基づき、国の「第4期教育振興基本計画\*」 (令和5年度~令和9年度)を参酌するとともに、「沖縄県教育振興基本計画」(令和4年度~令和 | 3 年度)と整合性を図っています。

#### (3) 大綱及び本市既存計画との関係

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 | 条の3第 | 項の規定に基づき市長が策定した「那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱」(8ページ【資料3】)と整合性を図るとともに、本市における既存の計画等と連携して教育施策を展開していきます。



#### ※用語解説※ (国)教育振興基本計画

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、政府として策定する計画です。地方公共団体においても、当該計画を実効性のあるものとするために、政府の基本計画を参酌しつつ、地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定することが努力義務化されています。

#### 【資料 | 】

# 教育の基本理念(平成5年7月設定) 郷土の歴史と文化を活かし、「あけもどろの都市・なは」を拓く 人間性豊かな人材の育成をめざして教育を推進する

私たちの祖先は、海と空へひらけた地理的立地条件や進取の精神と人情味あふれる国際性豊かな人間性を生かし、世界に誇れる沖縄独自の歴史と文化を創造してきた。

それらの精神は、過去の苦難に満ちた歴史的道程においても揺るぎなく発揮され、たくましい生命力と英知とたゆまざる努力により今日の復興と繁栄を築き上げてきた。

そして、それらは、隣人を大切にし、敬う「守礼の精神」や、互助・協調・連帯の「ゆいまーるの精神」を通して培われ、県民の特性としていきづいてきたのである。

那覇市教育委員会は、このような祖先のたくましく、豊かな人間性と苦難に立ち向かう不撓不屈の精神を継承し、『人間性豊かな人材の育成をめざす教育の推進』を基本理念として掲げ「あけもどろの都市・なは」を拓く担い手の育成をめざすものである。

「あけもどろ」という言葉は、沖縄・奄美諸島に伝わる古代歌謡「おもろそうし」のなかで語られた言葉である。

この言葉は、南国の太陽が東の空に昇るとき、一瞬、色鮮やかな光がうず巻状をなして織りなす 荘厳で雄大な光景をさしたもので、それを天空に輝く大きな花にたとえて、「あけもどろの花」とう たわれたものである。

「あけもどろの都市」は融和と集合の美しいまち、未来への希望に輝く市民生活の理想郷として 表現したものである。

#### 【資料2】

## 教育の目標(平成5年7月設定)

那覇市教育委員会は、人間尊重の精神を基底とし、郷土の自然と文化に誇りをもち、個性豊かで創造性・協調性に富む人材の育成を期して、次のことを目標に教育施策を推進する。

- 進取の精神と自ら学ぶ意欲をもち、心豊かでたくましく、個性的かつ創造性あふれる幼児児童生徒の育成を図る。
- 平和で活力ある社会の形成者として、連帯と協調の精神を発揮し、郷土の文化の継承と 発展に寄与する英知と創造に富んだ心身ともに健康な市民の育成を図る。
- 家庭·学校·地域社会の相互連携のもとに、社会の変化に主体的に対応し得る教育の方途を追求し、生涯学習社会の実現を図る。

#### 【資料3】

## 那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱

まちづくりの原動力となるのは「人」であり、一人ひとりが夢や志と、地域への愛着と誇りを持ち、グローバルな視点で多様な主体と積極的に協働できる社会性を身につけた人材の育成は大切です。

これまでの大綱を受け継ぎ、第 5 次那覇市総合計画で掲げる「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA」の実現を目指し、教育及び文化振興に関する施策を教育委員会とともに推進していきます。

#### I 人間性豊かでたくましい人材の育成

学校・家庭・地域が連携して取り組む協働体制の下、未来を担う子どもたちの夢と希望を育み、子どもたちの個性と可能性を伸ばす教育環境を整えることにより、人間性豊かで創造性に富み協調性を持つ、複雑・多様化する現代社会にも対応できる自立した人材の育成を図ります。

#### 2 人権教育及び平和教育の充実

寛容の心が広がり、互いの多様性を認め合う誰もが心豊かに安心して暮らせる平和なまちをつくるため、人権への理解を深めていく取組を推進します。また、沖縄戦の実相や平和の尊さを次の世代へ伝えていく平和学習の充実を図ります。

#### 3 協働による生涯学習のまちづくり

社会教育施設の整備・充実を図り、様々な市民や団体等がつながる協働による生涯 学習の取組を推進し、その成果が社会に還元され、社会が市民や団体等を育むという好 循環を生み出し、全ての市民が生き甲斐を感じられる生涯学習のまちづくりに取り組みま す。

#### 4 子どもの育ちや子育て支援などの推進

子どもの学びや居場所として学校のプラットフォーム化及びオープン化を推進します。また、地域の協力と多様な人材を活用し、コミュニティの拠点として学校施設の有効活用を進めることで、子どもの育ちや子育て支援などの施策を推進します。

5 どこでも誰でも生涯スポーツができるまちづくり

市民がスポーツ・レクリエーションに身近に親しむことができる環境の整備を進め、健康長寿おきなわの復活へつなげるとともに、本市の気候や立地条件を最大限に活用し、スポーツアイランド沖縄の中心的役割を担うためのまちづくりに取り組みます。

6 伝統文化の継承発展及び文化活動の支援

未来を担う若者を始めとする全ての世代の文化芸術・芸能活動が活発に行われるまちをめざし、郷土の伝統文化を見つめ直し、その貴重な価値を守り、育て、未来へつなぐとともに、市民が文化芸術にふれあう機会の創出と活動への支援を推進します。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 | 年法律第 | 62 号) 第 | 条の3の規定に基づき定めるものです。

この大綱の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間としますが、この期間の途中において、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

令和5年3月 17日 那覇市長 知念 覚

### 3 計画の領域

本計画における対象領域は、教育委員会が所管している施策・事業としています。また、市長部局で補助執行している文化財の保護に関する事業についても含みます。なお、他の部局が所管する計画で本計画に関係するものについては、関係部局と連携しながら事業を推進します。

## 4 計画の施策体系等

#### (I)施策体系

第5次那覇市総合計画でまちづくりの将来像として掲げた「めざすまちの姿」のうち、教育の分野である「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまちNAHA」の具体化及びその実現に向けた効率的で効果的な行政運営を行うため、総合計画の中間見直しで盛り込まれた「ウェルビーイング\*\*」や「デジタル・トランスフォーメーション (DX\*\*)」といった視点も加えながら、以下の体系で各取組を実施します。



#### (2)SDGsとの関係性

国連は「誰一人取り残さない」という基本理念のもと「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択し、各国が取り組むべき17の開発目標(ゴール)を設定しました。

本市においても、第5次那覇市総合計画(一部改訂版)で未来への視点を補完する新たな視点として、SDGsを強く意識することとしました。

教育行政を展開するにあたっては、SDGsとの関係性をより一層意識した各取組の実施が求められることから、関連する以下の II の開発目標について、本計画の取組との対応表を次のページで説明します。





貧困をなくそう



飢餓をゼロに



すべての人に健康と福祉を



質の高い教育をみんなに



ジェンダー平等を実現しよう



エネルギーをみんなに そしてクリーンに



働きがいも経済成長も



人や国の不平等をなくそう



住み続けられるまちづくりを



平和と公正をすべての人に



パートナーシップで 目標を達成しよう

# SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT





































SDGsロゴ・アイコン(国際連合広報センターより)

#### (3)施策体系一覧

めざすまちの姿



ではたい みらい でら ゆた まな ぶんか かお ほこ なは 次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA



政策

子育てが楽しくなるまちづくり

施策I

支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる

取 組

I 経済的な支援による育ちの応援



- ・就学援助制度の周知の促進
- ・予算執行の効率化
- ・国や県と連携した学校給食費支援の推進

取 組

2 こどもや保護者のそれぞれに適した支援の実施



・こどもや世帯の状況把握と関係機関へのつなぎ



政策

自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづくり

施策2

#### 自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる

取 組

Ⅰ 学力向上の推進



- ·学力向上に関する取り組みの強化
- <u>・幼児教育と小学校教育の連携推進、小中一貫教育の推進に</u>向けた計画及び実施
- ・国際理解教育及び外国語教育

取 組

2 防災教育、キャリア教育及び人権教育等の充実



- ・危機管理マニュアルの見直しと防災教育の実施
- ・効果的なキャリア教育の実施
- ・道徳教育、人権教育及び平和教育の充実

取 組

3 特別支援教育に関する支援の充実



- ·特別支援教育に関する支援の充実
- ・医療的ケア児の個々の状況に応じた適切な支援

取 組

4 生活リズム確立の推進



- ·PTAとの連携による生活リズム確立の促進
- ・携帯電話・スマートフォン利用実態の把握及び保護者等との 連携による指導
- ・食育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康安全教育の充実

5 教師の指導力向上のための研修機会の充実 取 組 ・教師の研修機会の充実 ·情報活用能力育成における指導力向上とICT 研修の充実 6 ICT環境の整備と活用 組 取 ·教員向けICT 研修の充実化及び教育データ活用の定着 ・最適な通信環境の構築 ・デジタルドリル等デジタル教材の活用促進 7 不登校等児童生徒等への支援 取 組 Mi <u>·不登校等児童生徒等への対応及び支援</u> 8 地域とともにある学校づくり 取 組 ・学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進 ·円滑な導入と効果的な取組に向けて 9 教員の子どもと向き合う時間の確保及び充実 取 組 ・教員の負担軽減へ向けた人的支援体制の充実 ・教員の負担軽減に係る取組の推進 ・教員のメンタルヘルス対策の推進 施策3 学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる I 学校施設の維持管理及び長寿命化対策 取 組 ・学校施設の維持管理及び長寿命化対策

取 組 2 学校施設のバリアフリー化

・学校施設のバリアフリー化

取 組 3 学校給食施設の整備及び小規模学校給食センター化の推進



・学校給食施設の計画的な整備



施策4

取

組

生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり

どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる



Ⅰ 生涯学習活動拠点の整備・充実 <u>・生涯学習活動拠点の整備・充実</u>

2 生涯学習関連事業の充実 組

・市民の学習ニーズや地域課題に応える学習プログラムの充実

・学んだ成果を地域等に還元していくための支援

・学習情報の提供・相談の充実

・家庭を取り巻くコミュニティ形成の促進

・国際化に対応する人材育成のための各種講座の開設

3 協働による生涯学習の推進 組 取 ・地域コミュニティ活動の充実 ·NPO、大学、企業等との連携強化 ・つながりを育む社会教育人材の育成 4 地域との連携による青少年の健全育成 取 組 \* ・成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供と社会参加の推進 ・青少年団体等との連携の推進 施策5 どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる 取 組 1 身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実 ・快適なスポーツ環境の整備・充実 2 市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーション 取 組 の機会確保 ・スポーツ・レクリエーション活動をとおした健康・生きがい づくりの機会提供 ・市民のスポーツ・レクリエーション活動の機会提供 ・児童生徒のスポーツ・レクリエーション活動の推進 ・高齢者や障がいのある人のスポーツ・レクリエーション 活動の機会提供 17 .... 3 人材育成と指導者の確保 取 組 ・スポーツ推進委員の育成・活動支援 ・スポーツ・レクリエーション指導者の育成・活動支援 4 地域社会、学校、企業、スポーツ団体等との連携推進 組 取 ₩ ・地域社会、学校、企業、スポーツ団体等との連携推進 施策6 学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる I 学校を拠点としたコミュニティの充実 取 組 ・学校施設開放の拡充及び利便性の向上 2 学校施設を活用した地域との連携による青少年の 取 組 健全育成 ・安全・安心な居場所づくりと環境整備 ・子ども・若者を支援するネットワークの充実

3 学校施設を活用した生涯学習ができる環境の整備、充実

・学校施設を活用した生涯学習ができる環境の整備、充実

・地域及び学校との連携の推進

取 組

取 組

4 学校体育施設を活用したスポーツ・レクリエーションが できる環境の整備、充実



・学校体育施設開放事業の充実

取 組

5 市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保



・スポーツ・レクリエーション活動の機会提供



政策

郷土の歴史、伝統文化・芸能にふれあい、新たな文化を創造するまちづくり

施策7

#### 文化が保存され継承されるまちをつくる

取 組

I 文化財の保存と継承



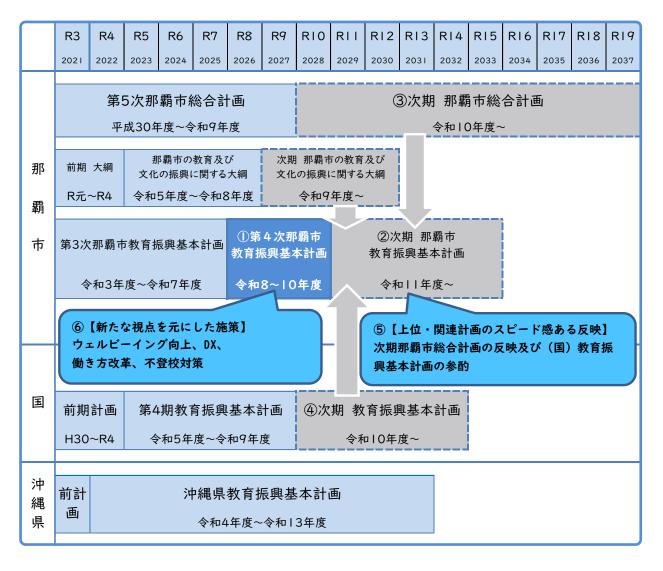
- ・継承されてきた有形・無形の文化遺産の保存と 後世への継承
- ・埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物の保管・管理・活用
- ・地域の文化資源の保存・継承・活用

## 5 計画の期間

これまでの既存計画で5年としていた計画期間を、①本計画においては、3年間(令和8~10 年度)とします。計画期間を3年間とすることで、②令和 II 年度に次期計画として第5次那覇市教育振興基本計画を策定することになりますが、③本市の次期総合計画と、④国の次期教育振興基本計画の策定が令和 IO 年度に見込まれており、その翌年度に策定サイクルを合わせることで、⑤上位計画や関連計画の内容を迅速に反映できる効果が生まれます。

なお、本計画は3年間の短期間となることから第3次計画で一定の成果を得られた取組みを踏襲しつつ、 ⑥総合計画の一部改訂で追加された新たな視点や教育の現状を踏まえた施策を落とし込み策定しました。

ただし、この期間の途中において、社会情勢の変化等の必要に応じて内容及び計画期間の見直しを行う ことができるものとします。

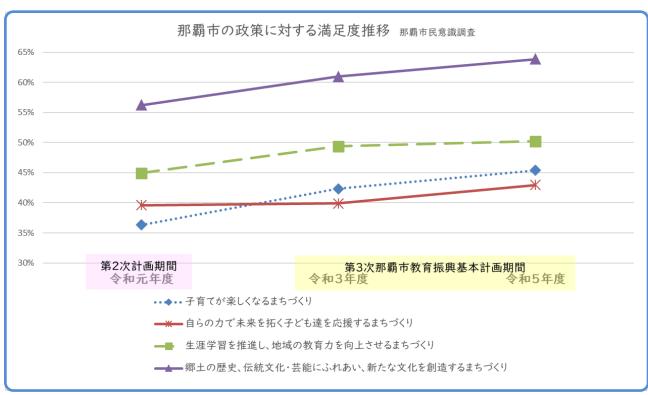


# 6 第3次那覇市教育振興基本計画期間中の政策の満足度

#### (1) 第3次那覇市教育振興基本計画期間中の政策の満足度

那覇市民意識調査\*を活用し、第3次那覇市教育振興基本計画に関連する4つの政策を振り返りました。第2次計画の対象年度である令和元年度を基準として、第3次計画の期間中の調査年度(令和3年度、令和5年度)の経年変化は以下のとおりです。

年数が経過するにつれ、全政策において徐々に満足度の向上が見られ、他行政機関や民間活力による影響も考えられるので一概には第3次計画に限定した効果とは断定できませんが、一定の効果はあったものと分析できます。



	令和元年度	令和3年度	令和5年度
子育てが楽しくなるまちづくり	36.3%	42.3%	45.4%
自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづ くり	39.6%	39.9%	43.0%
生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるま ちづくり	44.9%	49.4%	50.2%
郷土の歴史、伝統文化・芸能にふれあい、新たな 文化を創造するまちづくり	56.2%	61.0%	63.8%

#### ※用語解説※ 那覇市民意識調査

本市では、日常生活に関する市民意識を把握するとともに、市が取り組んでいる政策に対する市民満足度と重要度 についても把握・分析し、今後のまちづくりに反映させるための参考資料として、隔年で那覇市民意識調査を実施してい ます。なお、新型コロナウイルスによる影響で令和 2 年度調査は実施できなかったため、令和 3 年度に実施しました。